

埼玉県過積載防止対策推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県内におけるダンプカーの過積載防止対策を総合的に推進することを目的とし、この要綱により埼玉県過積載防止対策推進会議（以下「本会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項について研究協議し、その推進にあたるものとする。

- (1) ダンプカー過積載防止対策の推進施策及び推進重点事項の決定
- (2) 関係機関の施策の整合及び連絡調整
- (3) その他、ダンプカーの過積載防止に関する事項

(組織)

第3条 本会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、県民生活部長とする。

- 2 会長は、会務を総理し、本会議を代表する。

(副会長)

第5条 副会長は、委員の中から会長が指定する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(委員)

第6条 本会議委員は、県民生活部長及び次に掲げる別表1の者とする。

- (1) 国の行政機関の関係課長及び副所長
- (2) 埼玉県関係部局の関係課長
- (3) 埼玉県警察本部の関係課長

(本会議)

第7条 本会議は、会長が招集し議長として議事を整理する。

- 2 本会議は、年1回以上開催し、第2条に規定する事項について協議する。
- 3 会長が必要と認めた場合、構成員以外の者を本会議に出席させることができる。

(幹事)

第8条 会長は、本会議の運営を円滑にするため、幹事をおくことかできる。

- 2 幹事は、幹事長及び幹事とし、委員が所属する関係部局の職員の中から会長が指名する別表2の者とする。
- 3 幹事は、本会議の所掌事務について委員を補佐する。

(幹事長)

第9条 幹事長は、県民生活部防犯・交通安全課長とする。

- 2 幹事長は、会務を総理し幹事会を代表する。
- 3 幹事長に事故があったときは、幹事長が指名する者がその職務を代行する。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事会は、会長の指示により必要の都度幹事長が招集する。
- 3 幹事会は、必要と認められるときは幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

(会議結果)

第11条 会長は、本会議において協議決定された事項について、速やかに本会議委員を通じて関係団体に対し、必要な措置並びに協力を要請するものとする。

- 2 会長は、幹事会議において協議決定された事項につき、速やかに本会議を招集し、承認を得ることとする。

(関係団体との連絡調整)

第12条 会長は、必要と認めるときは別表3に掲げる関係団体に対し、指導、協力を要請するものとする。

2 関係団体との連絡調整にあたっては、本会議の決定に基づき、幹事会があたるものとする。

(庶務)

第13条 本会議の庶務は、県民生活部防犯・交通安全課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるほか、運営に関し必要な事項は会長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

埼 玉 県 過 積 載 防 止 対 策 推 進 会 議	
会長	埼玉県県民生活部長
副会長	埼玉県県民生活部防犯・交通安全課長
委員	<p>国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官 首席陸運技術専門官</p> <p>国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 副所長 北首都国道事務所 副所長</p> <p>埼玉県 環境部 みどり自然課長 環境部 産業廃棄物指導課長 産業労働部 産業労働政策課長 農林部 農村整備課長 県土整備部 建設管理課長 企業局 工事検査員 下水道局 下水道事業課長</p> <p>埼玉県警察本部 交通総務課長 交通指導課長</p> <p>市町村幹事（東西南北） 四地区主管課長</p>

別表 2 (第 8 条 関係)

埼玉県過積載防止対策推進会議幹事会	
幹事長	埼玉県県民生活部防犯・交通安全課長
幹事	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 輸送監査担当 検査整備保安担当
	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 交通対策課 北首都国道事務所 管理課
	埼玉県 農林部 農村整備課 県土整備部 建設管理課 企業局 工事検査員
	埼玉県警察本部交通部 交通総務課 交通指導課

別表 3 (第12関係)

関 係 団 体	
(1)	埼玉県建設業協会
(2)	埼玉県ダンプカー協会
(3)	埼玉県トラック協会
(4)	埼玉県内陸砂利開発協同組合
(5)	埼玉県山砕石協会
(6)	埼玉県自動車整備振興会
(7)	埼玉県自動車販売店協会
(8)	埼玉県環境産業振興協会
(9)	埼玉県コンクリート製品協同組合
(10)	埼玉県生コンクリート工業組合
(11)	埼玉中央生コン協同組合
(12)	埼玉県北部生コンクリート協同組合
(13)	東関東生コン協同組合
(14)	秩父地区生コンクリート協同組合
(15)	埼玉県交通安全協会
(16)	埼玉県安全運転管理者協会
(17)	埼玉県交通安全対策協議会
(18)	埼玉県建設産業団体連合会
(19)	埼玉県アスファルト合材協会
(20)	埼玉県土木施工管理技士会
(21)	埼玉県造園業協会
(22)	建設物価調査会
(23)	経済調査会